

研究開発専門部会原子力試験研究検討会の設置について

平成13年10月9日
原子力委員会
研究開発専門部会

1. 目的

原子力に関する研究開発活動の効率化と活性化を図り、21世紀の社会ニーズに対応してより優れた成果をあげていくためには、研究開発課題及び研究機関について適時適切な評価を実施し、評価結果を資源の配分や計画の見直し等に反映することが重要である。

このため、研究開発専門部会（以下、「専門部会」という。）に原子力試験研究検討会（以下、「検討会」という。）を設置し、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」に基づき、原子力試験研究費に係る研究課題の適切な評価等を実施し、今後の研究活動の効率化・活性化を図ることにより、国民生活に貢献する原子力の研究、開発及び利用を推進することとする。

2. 調査審議事項

検討会においては、以下の事項について調査審議を行うこととする。

- (1) 原子力試験研究費の配分の基本方針に関すること
- (2) 原子力試験研究費により実施される研究課題の評価のあり方に関すること
- (3) 原子力試験研究費により実施される研究課題の評価の実施に関すること
- (4) その他

3. 検討会の構成

別紙のとおりとする。

4. 検討の進め方

検討会における議事は、原則として公開とする。ただし、検討会が議事を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りでない。

5. その他

- (1) 検討会に、必要に応じてワーキンググループを設置し、専門的な調査審議を行う。
- (2) 検討会の座長は、必要があると認めるときは、部会長と協議の上、調査審議の結果について、原子力委員会に直接報告することができるものとする。
- (3) 検討会の事務については、文部科学省の協力を得て内閣府が実施する。
- (4) その他検討会の運営に必要な事項については、検討会で定める。

以 上